

○総務省令第 号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象

総務大臣 金子 恭之

規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

- 〔第一章 略〕
- 第二章 無線局
 - 〔第一節 略〕
 - 〔第二節 周波数割当計画の公開（第二十一条）
 - 〔第三節 安全施設（第二十一条の二）
 - 〔第四節 第七節 略〕
 - 〔第三章 第四章 略〕
- 附則
 - （公示する期間内に申請することを要しない無線局）
- 第六条の四 法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。
 - 〔削る〕
 - 一 〔略〕
 - 二 〔略〕
 - 三 〔略〕
 - 四 多重放送を行う基幹放送局（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 〔略〕
 - 六 〔略〕
 - 七 同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（第二号及び前三号に掲げるもの並びに総務大臣が別に告示するものを除く。）
 - 八 法第六条第八項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星（当該無線局が開設されていたものを含む。）に開設する基幹放送局（第三号及び第五号に掲げるものを除く。）
 - 九 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局、地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局又は基幹放送を行う実用化試験局（第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げるものを除く。）であつて、再免許の申請に係るもの
 - 十 〔略〕
 - 第七条の三 法第二十七条の二十四の総務省令で定める登録の有効期間は、五年とする。
 - 第九条 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）は、次に掲げる場合は、第七条から前条までに規定する期間に満たない期間を免許等の有効期間とすることができる。
 - 〔一 略〕
 - 二 周波数割当計画（法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画をいう。以下同じ。）若しくは基幹放送用周波数使用計画（法第七条第二項第二号に規定する基幹放送用周波数使用計画をいう。）又は開設指針（法第二十七条の十二第一項に規定する開設指針をいう。以下

目次

- 〔第一章 同上〕
- 第二章 無線局
 - 〔第一節 同上〕
 - 〔第二節 周波数割当計画の公開（第二十一条）
 - 〔第三節 安全施設（第二十一条の二）第二十七条）
 - 〔第四節 第七節 同上〕
 - 〔第三章 第四章 同上〕
- 附則
 - （公示する期間内に申請することを要しない無線局）
- 第六条の四 〔同上〕
 - 一 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局を通信の相手方とする陸上に開設する移動する無線局
 - 〔同上〕
 - 二 〔同上〕
 - 三 〔同上〕
 - 四 〔同上〕
 - 五 多重放送を行う基幹放送局（次号及び第七号に掲げるものを除く。）
 - 六 〔同上〕
 - 七 〔同上〕
 - 八 同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（第三号及び前三号に掲げるもの並びに総務大臣が別に告示するものを除く。）
 - 九 法第六条第八項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星（当該無線局が開設されていたものを含む。）に開設する基幹放送局（第四号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 十 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局、地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局又は基幹放送を行う実用化試験局（第二号、第三号及び第五号から第八号までに掲げるものを除く。）であつて、再免許の申請に係るもの
 - 十一 〔同上〕
 - 第七条の三 法第二十七条の二十一の総務省令で定める登録の有効期間は、五年とする。
 - 第九条 〔同上〕
 - 二 周波数割当計画（法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画をいう。以下同じ。）又
 - 〔三 基幹放送用周波数使用計画（法第七条第二項第二号に規定する基幹放送用周波数使用計画をいう。）により周波数を割り当てること可能な期間が第七条から前条までに規定する期

同じ。)により周波数を割り当てることが可能な期間が第七条から前条までに規定する期間に満たないとき。

〔三 略〕

(開設計画の認定の有効期間)

第九条の二 法第二十七条の十四第七項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年(法第二十七条の十二第三項第二号イ又はロに定める周波数を使用する特定基地局(法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局をいう。以下同じ。))の開設計画の認定にあつては、二十年を超えない範囲内で、総務大臣が別に告示する期間)とする。

(公表する免許状記載事項等)

第十一条 法第二十五条第一項の規定により、免許状に記載された事項若しくは法第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項(法第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。)又は法第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された事項若しくは法第二十七条の三十四の規定により届け出られた事項(法第二十七条の二十五第二項に規定する事項に相当する事項に限る。)(以下「免許状記載事項等」という。)(のうち総務大臣が公表するものは、次に掲げる事項以外のものとする。

〔一〇三 略〕

〔二〇八 略〕

(混信又はふくそうに関する調査を行うおとずる場合)

第十一条の二の二 法第二十五条第二項の総務省令で定める場合は、免許人又は法第八条の予備免許を受けた者が、次のいずれかの工事又は変更を行うおとずる場合及び登録人(法第二十七条の二十六第一項に規定する登録人をいう。以下同じ。)(が、第三号又は第六号の変更を行うおとずる場合とする。

〔一〇七 略〕

(情報の提供の請求)

第十一条の二の四 法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受けようとする者(以下「請求者」という。)(は、次に掲げる事項を記載した請求書を、混信又はふくそうに関する調査に係るものについては総合通信局長に、法第二十七条の十二第三項第七号に規定する終了促進措置(以下「終了促進措置」という。)(に係るものについては総務大臣に提出しなければならぬ。

〔一〇五 略〕

〔二〇五 略〕

(請求の単位)

第十一条の二の五 [略]

〔2 略〕

3 終了促進措置に係る前条第一項の請求については、一の開設指針ごとに行わなければならない。

(電波の有効利用の程度の基準)

第十一条の二の六 法第二十七条の十二第二項第一号の総務省令で定める基準は、電波の利用状

間に満たないとき。

〔三 同上〕

(開設計画の認定の有効期間)

第九条の二 法第二十七条の十三第七項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年(法第二十七条の十二第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年)とする。ただし、総務大臣が別に告示する開設計画の認定の有効期間は、当該告示に定める期間とする。

(公表する免許状記載事項等)

第十一条 法第二十五条第一項の規定により、免許状に記載された事項若しくは法第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項(法第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。)又は法第二十七条の二十二第一項の登録状に記載された事項若しくは法第二十七条の三十一の規定により届け出られた事項(法第二十七条の二十二第二項に規定する事項に相当する事項に限る。)(以下「免許状記載事項等」という。)(のうち総務大臣が公表するものは、次に掲げる事項以外のものとする。

〔一〇三 同上〕

〔二〇八 同上〕

(混信又はふくそうに関する調査を行うおとずる場合)

第十一条の二の二 法第二十五条第二項の総務省令で定める場合は、免許人又は法第八条の予備免許を受けた者が、次のいずれかの工事又は変更を行うおとずる場合及び登録人(法第二十七条の二十三第一項に規定する登録人をいう。以下同じ。)(が、第三号又は第六号の変更を行うおとずる場合とする。

〔一〇七 同上〕

(情報の提供の請求)

第十一条の二の四 法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受けようとする者(以下「請求者」という。)(は、次に掲げる事項を記載した請求書を、混信又はふくそうに関する調査に係るものについては総合通信局長に、法第二十七条の十二第二項第六号に規定する終了促進措置(以下「終了促進措置」という。)(に係るものについては総務大臣に提出しなければならぬ。

〔一〇五 同上〕

〔二〇五 同上〕

(請求の単位)

第十一条の二の五 [同上]

〔2 同上〕

3 終了促進措置に係る前条第一項の請求については、法第二十七条の十二第一項に基づき制定する一の開設指針ごとに行わなければならない。

〔新設〕

況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）第四条第二号に掲げる総合通信局の管轄区域又は同項第三号に掲げる全国の区域における一の周波数帯（法第二十六条の二第一項第一号に規定する周波数帯をいう。）に属する周波数（当該周波数に係る法第二十七条の十五第三項に規定する認定計画の認定の有効期間中であるものを除く。この条において同じ。）であつて、電気通信業務用基地局（法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局をいう。以下この条において同じ。）が使用するものに係る評価事項（法第二十六条の三第一項に規定する評価事項をいう。）の全体の総合的な評価の結果（同条第二項に規定する方針に定める電気通信業務用基地局が使用する周波数の電波の有効利用の程度の実績に関する評価に係る基準のうち、免許人ごとの総合的な評価に係る基準によるものに限る。）が、二回以上連続して最下位の段階でないこととする。

（免許人に対する意見の聴取）

第十一條の二の七 法第二十七條の十二第四項の規定による意見の聴取は、総務大臣が指名する総務省の職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

2| 総務大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の一週間前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに開設指針を定めようとする理由を法第二十七條の十二第四項の既設電気通信業務用基地局の免許人に通知しなければならない。

3| 前項の免許人は、意見聴取会に出席して意見を述べ、及び証拠書類を提出し、又は意見聴取会への出席に代えて意見書及び証拠書類を提出することができる。

4| 第二項の免許人の代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、書面をもつて代理人であることを疎明しなければならない。

5| 意見聴取会は、非公開とする。ただし、総務大臣が必要があると認める場合は、この限りでない。

（技術的及び経済的な影響の調査の方法）

第十一條の二の八 法第二十七條の十二第五項の規定による調査を行う場合には、次の各号に掲げる者に対して、それぞれ当該各号に定める事項を通知するものとする。

一 法第二十七條の十二第五項の既設電気通信業務用基地局の免許人 次に掲げる事項

イ 調査の対象となる無線局及びその無線局に割り当てられている周波数

ロ 当該無線局の無線設備の取得価格及び取得時期その他の調査事項

ハ 調査方法

ニ その他調査を実施するために必要な事項

二 法第二十七條の十二第五項に規定する調査が同条第二項第二号に定める電気通信業務用基地局を特定基地局とする開設指針の制定に必要なものである場合にあつては、当該開設指針に係る申出人 次に掲げる事項

イ 調査の対象となる周波数

ロ 当該特定基地局に係る事項その他の調査事項

ハ 調査方法

ニ その他調査を実施するために必要な事項

（申出人等に対する意見の聴取）

〔新設〕

〔新設〕

第十一條の二の九 第十一條の二の七の規定は、法第二十七條の十三第三項の規定による意見の聴取について準用する。この場合において、第十一條の二の七第二項中「開設指針を定めようとする理由」とあるのは、「法第二十七條の十三第一項の規定による申出の概要」と、「法第二十七條の十二第四項の既設電気通信業務用基地局の免許人」とあるのは、「法第二十七條の十三第三項の申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人」と、同条第三項中「前項の免許人」とあるのは、「前項の申出人及び免許人」と、第四項中「第二項の免許人」とあるのは、「第二項の申出人及び免許人」と読み替えるものとする。

(開設計画の認定の公示)

第十一條の二の十 法第二十七條の十四第九項の総務省令で定める公示する事項は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

〔2・3 略〕

(登録の対象とする無線局)

第十六條 法第二十七條の二十一第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

〔一〇十二 略〕

(登録局の無線設備の規格)

第十七條 法第二十七條の二十一第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。

〔一〇十二 略〕

(登録局の開設区域)

第十八條 法第二十七條の二十一第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

〔一〇三 略〕

〔2 略〕

(軽微な事項)

第十九條 法第二十七條の二十六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な事項は、次に掲げるとおりとする。

〔一・二 略〕

2 法第二十七條の三十三第一項ただし書の総務省令で定める軽微な事項は、次に掲げるとおりとする。

〔一・二 略〕

(無線局の開設の届出期間)

第二十條 法第二十七條の三十四の総務省令で定める期間は、十五日とする。

(あつせん等の対象となる無線局に係る業務)

第二十條の二 法第二十七條の三十八第一項の総務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

〔一〇七 略〕

(あつせん等に係る無線局に関する事項)

第二十條の三 法第二十七條の三十八第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔新設〕

(開設計画の認定の公示)

第十一條の二の六 法第二十七條の十三第九項の総務省令で定める公示する事項は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

〔2・3 同上〕

(登録の対象とする無線局)

第十六條 法第二十七條の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

〔一〇十二 同上〕

(登録局の無線設備の規格)

第十七條 法第二十七條の十八第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。

〔一〇十二 同上〕

(登録局の開設区域)

第十八條 法第二十七條の十八第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

〔一〇三 同上〕

〔2 同上〕

(軽微な事項)

第十九條 法第二十七條の二十三第一項ただし書の総務省令で定める軽微な事項は、次に掲げるとおりとする。

〔一・二 同上〕

2 法第二十七條の三十三第一項ただし書の総務省令で定める軽微な事項は、次に掲げるとおりとする。

〔一・二 同上〕

(無線局の開設の届出期間)

第二十條 法第二十七條の三十一の総務省令で定める期間は、十五日とする。

(あつせん等の対象となる無線局に係る業務)

第二十條の二 法第二十七條の三十五第一項の総務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

〔一〇七 同上〕

(あつせん等に係る無線局に関する事項)

第二十條の三 法第二十七條の三十五第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

る。

「一〇十一略」

第二節の二 開設指針の制定の申出の手續

(開設指針の制定の申出の手續)

第二十一條の二 法第二十七條の十三第一項の規定による申出は、別表第二号の三の二の様式の申出書を総務大臣に提出することによつて行わなければならない。

2| 法第二十七條の十三第一項ただし書の総務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 法第二十七條の十三第一項の規定による申出をした者が、当該申出に係る開設指針の制定の要否の決定(以下この条において単に「要否の決定」という。)がされていがない間に、当該申出において開設を希望する特定基地局が使用する周波数として申し出たもの(以下この条において「申出周波数」という。)と同一のものについて、別に同項の規定による申出をしようとする場合 当該申出をした者

二 法第二十七條の十三第一項の規定による申出をした者が、当該申出に係る開設指針が制定された場合において、第八項の規定による報告をせず、かつ、当該開設指針に係る開設計画の認定の申請を正当な理由なく法第二十七條の十四第三項に規定する期間内に行わない場合であつて、当該期間が満了した日の翌日から起算して二年を経過しないとき 当該申出をした者

3| 法第二十七條の十三第一項第六号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十六條の三第一項に規定する有効利用評価の結果を踏まえた、申出人が開設を希望する特定基地局による申出周波数の電波の有効利用の程度の見込みに関する事項

二 申出人が、電気通信事業法第九条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号(同法第十二條の二第一項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号)、同法第九条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項

三 申出人の財務に関する事項

四 申出人が開設を希望する特定基地局の通信の相手方である移動する無線局が使用する周波数

4| 法第二十七條の十三第一項の規定による申出をしようとする者は、申し出ようとする周波数を現に使用している既設電気通信業務用基地局(法第二十七條の十二第二項に規定する既設電気通信業務用基地局をいう。第六項第四号及び第十項において同じ。)に係る認定計画の認定の有効期間が満了していない場合には、当該有効期間の満了前一年以内に限り当該申出をすることができらる。

5| 総務大臣は、法第二十七條の十三第二項の規定により開設指針の制定の要否を決定するに当たり、必要があると認めるときは、申出人に対し、資料の提出又は説明を求めることができらる。

6| 法第二十七條の十三第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申出人の電気通信事業法第九条の登録若しくは同法第十二條第一項の登録の更新の状況又

る。

「一〇十一 同上」

〔新設〕

は同法第九条の登録の見込み

二 申出人の財務の状況

三 申出に係る法第二十七条の十三第一項第四号に規定する特定基地局の開設時期が、申出周波数に係る認定計画の認定の有効期間の満了日以後であるか否かの別

四 既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の電波の有効利用の程度

五 申出周波数に係る認定計画の認定の有効期間が満了する年度の翌年度の法第二十六条の三第四項の規定による有効利用評価の結果の報告がされていない場合にあつては、当該認定計画

7 申出人は、当該申出人がした法第二十七条の十三第一項の規定による申出に係る要否の決定がされるまでは、当該申出を取り下げることができる。

8 申出人は、当該申出に係る要否の決定がされた場合において、当該決定の日から当該申出に係る開設指針に係る法第二十七条の十四第三項に規定する期間の開始の日までの間において当該申出に係る特定基地局を開設する必要がなくなつた場合には、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

9 総務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、前項の開設指針を制定しないこと又は廃止することができる。

10 総務大臣は、前項の規定により開設指針を制定しないこととしたとき、又は廃止したときは、申出人及び当該申出に係る要否の決定に係る既設電気通信業務用基地局の免許人に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知し、公表するとともに、電波監理審議会に報告しなければならない。

第三節 安全施設

(無線設備の安全性の確保)

第二十一条の三 [略]

(電波の強度に対する安全施設)

第二十一条の四 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。以下同じ。）が別表第二号の三の三に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

〔一〕四 略

〔2 略

(非常時運用人に対する説明)

第四十一条の二 法第七十条の七第一項の規定により無線局を自己以外の者に運用させる免許人等は、あらかじめ、非常時運用人に対し、当該無線局の免許状又は法第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された事項、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容（当該契約を締結している場合に限る。）、当該無線局の適正な運用の方法並びに非常時運用人が遵守すべき方法及び法に基づく命令並びにこれらに基づく処分の内容を説明しなければならない。

第三節 [同上]

(無線設備の安全性の確保)

第二十一条の三 [同上]

(電波の強度に対する安全施設)

第二十一条の三 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。以下同じ。）が別表第二号の三の二に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

〔一〕四 同上

〔2 同上

(非常時運用人に対する説明)

第四十一条の二 法第七十条の七第一項の規定により無線局を自己以外の者に運用させる免許人等は、あらかじめ、非常時運用人に対し、当該無線局の免許状又は法第二十七条の二十二第一項の登録状に記載された事項、他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の内容（当該契約を締結している場合に限る。）、当該無線局の適正な運用の方法並びに非常時運用人が遵守すべき方法及び法に基づく命令並びにこれらに基づく処分の内容を説明しなければならない。

(免許人以外の者に特定の無線局の簡易な操作による運用を行わせる場合における準用等)
 第四十一条の二の四 第四十一条の二の規定は、法第七十条の八第一項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせる免許人について準用する。この場合において、第四十一条の二中「非常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、「免許状又は法第二十七条の二十五第一項の登録状」とあるのは「免許状」と読み替えるものとする。

〔2・3 略〕
 (権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一 法第四条、第五条(第四項を除く。)、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十七條第一項、第二十七條の三第一項、第二十七條の四、第二十七條の五第一項及び第二項、第二十七條の六、第二十七條の八、第二十七條の九、第二十七條の十第一項、第二十七條の二十一第一項及び第二項、第二十七條の二十二から第二十七條の二十五まで、第二十七條の二十六(第三項を除く。)、第二十七條の二十七第二項、第二十七條の二十八、第二十七條の二十九第一項、第二十七條の三十、第二十七條の三十一、第二十七條の三十二第二項、第二十七條の三十三(第三項を除く。)、第二十七條の三十四、第二十七條の三十五、第三十九條第四項(法第五十一条(法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。))及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。)、第七十条の七第二項(法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。)、第七十五條、第七十六條第一項(法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。)、第二項、第三項(法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。))及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局(法第五條第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。)に関するもの

〔1・2〕 略

一の二の二の二の二 略

二の二の三 法第二十六條の二並びに第二十六條の三第六項及び第七項の規定に基づく総務大臣の権限

〔一の三〇八 略〕

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

〔一〇三の四 略〕	〔略〕
三の五 法第二十七條の三十二第一項の規定による登録に係る無線局	申請者又は登録人の住所(法第二十七條の二十九第一項、第二十七條の三十四及び第二十七條の三十五並びに法第七十条の七第二項(法第七十条の九第二項において準用する

(免許人以外の者に特定の無線局の簡易な操作による運用を行わせる場合における準用等)
 第四十一条の二の四 第四十一条の二の規定は、法第七十条の八第一項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせる免許人について準用する。この場合において、第四十一条の二中「非常時運用人」とあるのは「当該自己以外の者」と、「免許状又は法第二十七条の二十二第一項の登録状」とあるのは「免許状」と読み替えるものとする。

〔2・3 同上〕
 (権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一 法第四条、第五条(第四項を除く。)、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十七條第一項、第二十七條の三第一項、第二十七條の四、第二十七條の五第一項及び第二項、第二十七條の六、第二十七條の八、第二十七條の九、第二十七條の十第一項、第二十七條の十八第一項及び第二項、第二十七條の十九から第二十七條の二十二まで、第二十七條の二十三(第三項を除く。)、第二十七條の二十四第二項、第二十七條の二十五、第二十七條の二十六第一項、第二十七條の二十七、第二十七條の二十八、第二十七條の二十九第二項、第二十七條の三十(第三項を除く。)、第二十七條の三十一、第二十七條の三十二、第三十九條第四項(法第五十一条(法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。))及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。)、第七十条の七第二項(法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。)、第七十五條、第七十六條第一項(法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。)、第二項、第三項(法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。))及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局(法第五條第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。)に関するもの

〔1・2〕 同上

一の二の二の二の二 同上

〔一の三〇八 同上〕

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

〔一〇三の四 同上〕	〔同上〕
三の五 法第二十七條の二十九第一項の規定による登録に係る無線局	申請者又は登録人の住所(法第二十七條の二十六第一項、第二十七條の三十一及び第二十七條の三十二並びに法第七十条の七第二項(法第七十条の九第二項において準用する

<p>(三)の六の項に掲げる無線局を除く。)</p> <p>三の六 法第二十七條の三十二第一項の規定による登録に係る無線局(第十六條第一号に掲げる無線局に限る。)</p> <p>〔三の七、五の三 略〕</p>	<p>場合を含む。)に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所(移動する無線局にあつては、常置場所)</p> <p>その無線設備を設置しようとする区域(法第二十七條の二十九第一項、第二十七條の三十四及び第二十七條の三十五並びに法第七十條の七第二項(法第七十條の九第二項において準用する場合を含む。))に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所)</p>
<p>五の四 法第二十六條の二に規定する電波の利用状況の調査及び法第二十六條の三に規定する電波の有効利用の程度の評価等に関する事項</p> <p>〔六、十五 略〕</p>	<p>〔略〕</p>

〔3〕5 略

(書類の提出)

第五十二條 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの(法第二十五條第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七條の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七條の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八條の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出(法第百條第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に関するもの並びに法第三十八條の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八條の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九條の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六條第一項に規定する指定試験機関、法第七十一條の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一條の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二條の十七第一項に規定するセンター及び法第百二條の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。)は前条第一項に規定する所轄総合通信局長(以下「所轄総合通信局長」という。)を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四條の三の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三條第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

〔一〕四 略

〔略〕

<p>(三)の六の項に掲げる無線局を除く。)</p> <p>三の六 法第二十七條の二十九第一項の規定による登録に係る無線局(第十六條第一号に掲げる無線局に限る。)</p> <p>〔三の七、五の三 同上〕</p>	<p>場合を含む。)に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所(移動する無線局にあつては、常置場所)</p> <p>その無線設備を設置しようとする区域(法第二十七條の二十六第一項、第二十七條の三十一及び第二十七條の三十二並びに法第七十條の七第二項(法第七十條の九第二項において準用する場合を含む。))に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所)</p>
<p>五の四 法第二十六條の二に規定する電波の利用状況の調査等に関する事項</p> <p>〔六、十五 同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>

〔3〕5 同上

(書類の提出)

第五十二條 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの(法第二十五條第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七條の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八條の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出(法第百條第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に関するもの並びに法第三十八條の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八條の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九條の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六條第一項に規定する指定試験機関、法第七十一條の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一條の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二條の十七第一項に規定するセンター及び法第百二條の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。)は前条第一項に規定する所轄総合通信局長(以下「所轄総合通信局長」という。)を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四條の三の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三條第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

〔一〕四 同上

〔同上〕

〔2 略〕

3 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの及び法第二十七條の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの及び法第二十七條の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの並びに法第三十八條の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を經由して総務大臣に提出することとされる。

〔4・5 略〕

別表第二号の二 (第11条の2の3 関係)

〔表略〕

〔注1 略〕

2 〔略〕

〔1・2 略〕

(3) 免許規則別表第六号の七の様式の無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲の欄に記載された事項 (法第27条の32第1項の規定による登録を受けて開設する無線局にあつては、免許規則別表第三号の七の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項)

別表第二号の三 (第11条の2の3 関係)

対象となる無線局	情報提供項目
開設指針において定める終了促進措置に係る無線局 (法第4条第1号から第3号までに掲げる無線局が含まれるときは、当該無線局を除く。)	1 免許人等の氏名又は名称 (注1) 2 住所 (注2) 3 無線局の種類 4 無線局の目的及び通信事項 (注3) 5 無線設備の設置場所 (注4) (注5) 6 電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅 (注6) 7 空中線電力 8 適合表示無線設備の番号 (注7) 9 開設している無線局の数 (注8)

注1 氏名については、請求者が認定開設者 (法第27条の15第3項に規定する認定開設者をいう。以下同じ。) である場合に限り、提供する。

〔2～4 略〕

5 既設電気通信業務用基地局の場合にあつては、原則として都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

6 〔略〕

7 〔略〕

8 〔略〕

別表第二号の三の二 開設指針の制定の申出の様式 (第21条の2 関係)

〔2 同1〕

3 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの及び法第二十七條の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの並びに法第三十八條の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を經由して総務大臣に提出することとされる。

〔4・5 同1〕

別表第二号の二 (第11条の2の3 関係)

〔表同左〕

〔注1 同左〕

2 〔同左〕

〔1・2 同左〕

(3) 免許規則別表第六号の七の様式の無線設備の設置場所若しくは無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲の欄に記載された事項 (法第27条の29第1項の規定による登録を受けて開設する無線局にあつては、免許規則別表第三号の七の様式の無線設備の設置場所又は移動範囲の欄に記載された事項)

別表第二号の三 (第11条の2の3 関係)

対象となる無線局	情報提供項目
開設指針において定める終了促進措置に係る無線局 (法第4条第1号から第3号までに掲げる無線局が含まれるときは、当該無線局を除く。)	1 免許人等の氏名又は名称 (注1) 2 住所 (注2) 3 無線局の種類 4 無線局の目的及び通信事項 (注3) 5 無線設備の設置場所 (注4) (注5) 6 電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅 (注5) 7 空中線電力 8 適合表示無線設備の番号 (注6) 9 開設している無線局の数 (注7)

注1 氏名については、請求者が認定開設者 (法第27条の14第3項に規定する認定開設者をいう。以下同じ。) である場合に限り、提供する。

〔2～4 同左〕

〔新設〕

5 〔同左〕

6 〔同左〕

7 〔同左〕

〔新設〕

開設指針制定申出書

年 月 日

総務大臣 殿

申出人(注1)
住所
氏名
代表者氏名

電波法第27条の13第1項の規定に基づき、下記のとおり特定基地局の開設指針を制定すべきことを申し出ます。

記

- 1 特定基地局が使用する周波数
- 2 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲及びその使用する周波数
- 3 通信系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期
- 4 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの
- 5 特定基地局の電波の有効利用の程度の見込み
- 6 申出人が、電気通信事業法第9条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号(同法第12条の2第1項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号)、同法第9条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項(注2)
- 7 申出人の財務に関する事項
 - (1) 特定基地局の運用による電気通信事業(電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業をいう。以下同じ。)により生ずる収益に関する年度ごとの見通し
 - (2) 特定基地局の運用による電気通信事業に係る電気通信役務(電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。)の契約数に関する年度ごとの見通し
 - (3) 特定基地局に係る設備投資の額その他特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に関する年度ごとの見通し
 - (4) 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画
 - (5) 特定基地局の運用による電気通信事業に係る収支及びキャッシュ・フローに関する年度ごとの見通し

8 電波法第27条の13第1項ただし書に規定する欠格事由(注3)

相対的欠格事由	処分歴等(法第5条第3項)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
申出状況	複数の申出(第21条の2第2項第1号)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	申出歴(同項第2号)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

申出に関する連絡責任者

住所
所属
氏名

電話番号
電子メールアドレス

注1 申出人の欄の記載は、次によること。

- (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (2) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申出人が法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (3) 申出人が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- 2 電気通信事業法第9条の登録を受けていない場合にあつては、同条の登録の申請に関する事項を記載すること。
- 3 法第27条の13第1項ただし書に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。
- 4 申出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二号の三の三 電波の強度の値の表 (第21条の4関係)

【略】

別表第二号の三の二 電波の強度の値の表 (第21条の3関係)

【同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(施行規則第六条の四第十号に規定する無線局の免許の申請の期間)
第八条の三 施行規則第六条の四第十号に規定する無線局の免許の申請は、同条第九号に掲げる無線局の免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

(認定の申請)
第二十五条の四 法第二十七条の十四第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十四第二項第十四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
〔一〕三 略

四 前各号に掲げるもののほか、法第二十七条の十二第三項第十号に基づき開設指針において定める事項に関する事項
〔3 略〕

(認定書の交付)
第二十五条の五 法第二十七条の十四第六項の規定により開設計画の認定をしたときは、申請者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。
(認定等の拒否の通知)
第二十五条の六 法第二十七条の十四第一項の認定の申請を審査した結果により、認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

〔2 略〕
(開設計画の変更等の申請)

第二十五条の七 法第二十七条の十五第一項の規定により開設計画の変更の申請をしようとするときは、変更の具体的内容及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

2 法第二十七条の十五第三項の規定により周波数の指定の変更の申請をしようとするときは、希望する周波数の範囲及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

3 法第二十七条の十五第四項の規定により認定の有効期間の延長の申請をしようとするときは、延長の期間及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。
〔4 略〕

(合併等に関する規定の準用)

第二十五条の八 第二十条の二(第四項を除く。)、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、同条第二項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)」とあるのは「移動受信用地上基幹放送(放送法第二十四条に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。)」をする特定基地局

(施行規則第六条の四第十一号に規定する無線局の免許の申請の期間)
第八条の三 施行規則第六条の四第十一号に規定する無線局の免許の申請は、同条第十号に掲げる無線局の免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

(認定の申請)
第二十五条の四 法第二十七条の十三第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十三第二項第十三号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
〔一〕二 同上

四 前各号に掲げるもののほか、法第二十七条の十二第二項第九号に基づき開設指針において定める事項に関する事項
〔3 同上〕

(認定書の交付)
第二十五条の五 法第二十七条の十三第六項の規定により開設計画の認定をしたときは、申請者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。
(認定等の拒否の通知)
第二十五条の六 法第二十七条の十三第一項の認定の申請を審査した結果により、認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

〔2 同上〕
(開設計画の変更等の申請)

第二十五条の七 法第二十七条の十四第一項の規定により開設計画の変更の申請をしようとするときは、変更の具体的内容及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

2 法第二十七条の十四第三項の規定により周波数の指定の変更の申請をしようとするときは、希望する周波数の範囲及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

3 法第二十七条の十四第四項の規定により認定の有効期間の延長の申請をしようとするときは、延長の期間及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。
〔4 同上〕

(合併等に関する規定の準用)

第二十五条の八 第二十条の二(第四項を除く。)、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、同条第二項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)」とあるのは「移動受信用地上基幹放送(放送法第二十四条に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。)」をする特定基地局

に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十七において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十四第四項」と、第二十条の三の二第二項第五号中「無線局の識別番号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)」とあるのは「移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十七において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十四第四項」と読み替えるものとする。

(登録の申請書等)

第二十五条の十 法第二十七条の二十一第二項の申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとする。

2 法第二十七条の二十一第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一〕四 略〕

3 法第二十七条の二十一第二項の申請書に添付する書類の様式は、別表第二号の五のとおりとする。

4 法第二十七条の二十一第三項に規定する契約の内容は、既に登録を受けた無線局に係る契約の内容と同一である契約に係る無線局の登録をしようとする場合(当該既に登録を受けた無線局の登録人が登録をしようとする場合に限る。)には、その旨及び当該既に登録を受けた無線局の登録の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

(拒否の通知)

第二十五条の十三 法第二十七条の二十一第一項の登録の申請を審査した結果により、登録を拒否するときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

〔2 略〕

(相続等における登録の承継の届出)

第二十五条の十五 法第二十七条の二十七第一項の規定により登録局の登録人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項の書面を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一〕三 略〕

〔2・3 略〕

(包括登録の申請の単位)

第二十五条の十六 法第二十七条の三十二第一項の規定による登録(以下「包括登録」という。)の申請は、施行規則第十七条に規定する無線設備の規格、無線設備を設置しようとする区域(移動する無線局にあつては、移動範囲)及び周波数を同じくすることに行わなければならない。

〔2 略〕

(包括登録の申請書等)

第二十五条の十七 法第二十七条の三十二第二項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。

2 法第二十七条の三十二第三項の総務省令で定める事項(第一号に掲げる事項にあつては、希

に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十六において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十三第四項」と、第二十条の三の二第二項第五号中「無線局の識別番号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)」とあるのは「移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の二」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十七条の十六において読み替えて準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の十三第四項」と読み替えるものとする。

(登録の申請書等)

第二十五条の十 法第二十七条の十八第二項の申請書の様式は、別表第一号の三のとおりとする。

2 法第二十七条の十八第三項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一〕四 同上〕

3 法第二十七条の十八第二項の申請書に添付する書類の様式は、別表第二号の五のとおりとする。

4 法第二十七条の十八第三項に規定する契約の内容は、既に登録を受けた無線局に係る契約の内容と同一である契約に係る無線局の登録をしようとする場合(当該既に登録を受けた無線局の登録人が登録をしようとする場合に限る。)には、その旨及び当該既に登録を受けた無線局の登録の番号を記載して、当該契約の内容の記載を省略することができる。

(拒否の通知)

第二十五条の十三 法第二十七条の十八第一項の登録の申請を審査した結果により、登録を拒否するときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

〔2 同上〕

(相続等における登録の承継の届出)

第二十五条の十五 法第二十七条の二十四第一項の規定により登録局の登録人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項の書面を添えて総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一〕三 同上〕

〔2・3 同上〕

(包括登録の申請の単位)

第二十五条の十六 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録(以下「包括登録」という。)の申請は、施行規則第十七条に規定する無線設備の規格、無線設備を設置しようとする区域(移動する無線局にあつては、移動範囲)及び周波数を同じくすることに行わなければならない。

〔2 同上〕

(包括登録の申請書等)

第二十五条の十七 法第二十七条の二十九第二項の申請書の様式は、別表第一号の四のとおりとする。

2 法第二十七条の二十九第三項の総務省令で定める事項(第一号に掲げる事項にあつては、希

望する場合に限る。)は、次のとおりとする。

〔一〕三 略〕

3 法第二十七條の三十二第二項の申請書に添付する書類の様式は、別表第二号の五のとおりとする。

〔4 略〕

(空中線電力の登録)

第二十五條の十八 法第二十七條の三十七第二項において読み替えて適用する法第二十七條の十二の規定により法百三條の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登録することとなる空中線電力については、包括登録に係るすべての登録局が送信に際して使用できる空中線電力のうち、最大のものとする。

(登録状)

第二十五條の二十一 法第二十七條の二十五第一項の登録状には、同条第二項(法第二十七條の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する事項のほか、登録の有効期間を記載する。

〔2 略〕

(登録状の訂正)

第二十五條の二十二 登録人は、法第二十七條の二十八の登録状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

〔一〕三 略〕

〔2〕5 略〕

(登録局の開設の届出等)

第二十五條の二十三 法第二十七條の三十四の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕六 略〕

2 一の包括登録に係る移動する無線局を同時に二以上開設したときは、法第二十七條の三十四の規定による届出は、一の届出書により行うことができる。この場合においては、開設した無線局数を併記するものとする。

3 法第二十七條の三十四の規定による届出は、別表第三号の七の様式により行うものとする。

4 法第二十七條の三十五の規定による届出は、その理由を添えて行うものとする。

(登録局の廃止の届出)

第二十五條の二十四 法第二十七條の二十九第一項の規定による登録局の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一〕五 略〕

〔2 略〕

(変更登録の申請)

第二十五條の二十五 法第二十七條の二十六第一項又は第二十七條の三十三第一項の規定による変更登録の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一〕三 略〕

2 法第二十七條の二十六第四項又は第二十七條の三十三第四項の規定による届出は、前項各号の事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

〔3 略〕

別表第一号の三 無線局の登録申請書及び再登録申請書の様式(第25條の10第1項及び第25條の

望する場合に限る。)は、次のとおりとする。

〔一〕三 同上〕

3 法第二十七條の二十九第二項の申請書に添付する書類の様式は、別表第二号の五のとおりとする。

〔4 同上〕

(空中線電力の登録)

第二十五條の十八 法第二十七條の三十四第二項において読み替えて適用する法第二十七條の十九の規定により法百三條の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登録することとなる空中線電力については、包括登録に係るすべての登録局が送信に際して使用できる空中線電力のうち、最大のものとする。

(登録状)

第二十五條の二十一 法第二十七條の二十二第一項の登録状には、同条第二項(法第二十七條の三十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する事項のほか、登録の有効期間を記載する。

〔2 同上〕

(登録状の訂正)

第二十五條の二十二 登録人は、法第二十七條の二十五の登録状の訂正を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

〔一〕三 同上〕

〔2〕5 同上〕

(登録局の開設の届出等)

第二十五條の二十三 法第二十七條の三十一の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〕六 同上〕

2 一の包括登録に係る移動する無線局を同時に二以上開設したときは、法第二十七條の三十一の規定による届出は、一の届出書により行うことができる。この場合においては、開設した無線局数を併記するものとする。

3 法第二十七條の三十一の規定による届出は、別表第三号の七の様式により行うものとする。

4 法第二十七條の三十二の規定による届出は、その理由を添えて行うものとする。

(登録局の廃止の届出)

第二十五條の二十四 法第二十七條の二十六第一項の規定による登録局の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一〕五 同上〕

〔2 同上〕

(変更登録の申請)

第二十五條の二十五 法第二十七條の二十三第一項又は第二十七條の三十第一項の規定による変更登録の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一〕三 同上〕

2 法第二十七條の二十三第四項又は第二十七條の三十第四項の規定による届出は、前項各号の事項を記載した届出書を総合通信局長に提出して行うものとする。

〔3 同上〕

別表第一号の三 〔同左〕

14第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによること
ができる。)

無線局登録(再登録)申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

収入印紙貼付欄

(注2)

電波法第27条の21第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定に
より、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

無線局免許手続規則第25条の14第1項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記
のとおり申請します。

(注3)

記(注4)

[1] 略]

2 電波法第27条の23第2項第1号への該当の有無(注6)

有 無

[3~5 略]

[注1~5 略]

6 法第27条の23第2項第1号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。

[7~12 略]

別表第一号の四 無線局の包括登録申請書及び包括再登録申請書の様式(第25条の17第1項及び
第25条の19第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによ
ることができ。)

無線局包括登録(包括再登録)申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

収入印紙貼付欄

(注2)

電波法第27条の32第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定に
より、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

無線局免許手続規則第25条の19第1項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記
のとおり申請します。

(注3)

記(注4)

[1] 略]

2 電波法第27条の23第2項第1号への該当の有無(注6)

有 無

[3~5 略]

[注1~5 略]

無線局登録(再登録)申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

収入印紙貼付欄

(注2)

電波法第27条の18第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定に
より、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

無線局免許手続規則第25条の14第1項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記
のとおり申請します。

(注3)

記(注4)

[1] 同左]

2 電波法第27条の20第2項第1号への該当の有無(注6)

有 無

[3~5 同左]

[注1~5 同左]

6 法第27条の20第2項第1号への該当の有無について、該当する□にレ印を付けること。

[7~12 同左]

別表第一号の四 [同左]

無線局包括登録(包括再登録)申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)

収入印紙貼付欄

(注2)

電波法第27条の29第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定に
より、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

無線局免許手続規則第25条の19第1項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記
のとおり申請します。

(注3)

記(注4)

[1] 略]

2 電波法第27条の20第2項第1号への該当の有無(注6)

有 無

[3~5 略]

[注1~5 同左]

6 法第27条の23第2項第1号への該当の有無について、該当する□にシ印を付けること。

【7～10 略】

別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【様式略】

【注1～20 略】

21 21の欄は、次によること。

【(1)～(5) 略】

(6) 法第27条の12第3項第7号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては、所有者又は占有者）との間における当該終了促進措置に係る合意その他の実施の内容を記載すること。ただし、当該終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局に係る当該終了促進措置の実施の内容と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。

【ア～カ 略】

【(7)～(16) 略】

【22～24 略】

別表第三号の七 登録局の開設又は変更届出書の様式（第25条の23第3項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局の開設又は変更届出書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿（注1）
□電波法第27条の34の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。
□電波法第27条の35の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

【1～3 略】

【注1～3 略】

4 2の欄は、次によること。

【(1)～(8) 略】

(9) ⑧の欄は、次によること。

ア 法第27条の35の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。

【イ 略】

【(10) 略】

【5 略】

別表第四号の三 登録局の変更登録の申請書（届出書）の様式（第25条の25第3項）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

6 法第27条の20第2項第1号への該当の有無について、該当する□にシ印を付けること。

【7～10 同左】

別表第二号第2 同左】

【様式同左】

【注1～20 同左】

21 同左】

【(1)～(5) 同左】

(6) 法第27条の12第2項第6号に規定する終了促進措置に係る周波数を希望する特定基地局にあつては、当該終了促進措置の対象となる次に掲げる無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては、所有者又は占有者）との間における当該終了促進措置に係る合意その他の実施の内容を記載すること。ただし、当該終了促進措置の実施の内容が既に免許を受けた無線局に係る当該終了促進措置の実施の内容と同一である場合には、その旨及び当該無線局の免許の番号を記載することにより、当該終了促進措置の実施の内容の記載に代えることができる。

【ア～カ 同左】

【(7)～(16) 同左】

【22～24 同左】

別表第三号の七 同左】

登録局の開設又は変更届出書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿（注1）
□電波法第27条の31の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。
□電波法第27条の32の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

【1～3 同左】

【注1～3 同左】

4 同左】

【(1)～(8) 同左】

(9) 同左】

ア 法第27条の32の規定による変更の届出の場合は、変更した理由を記載すること。

【イ 同左】

【(10) 同左】

【5 同左】

別表第四号の三 同左】

登録局変更登録申請書 (届出書)

年 月 日

- (何) 総合通信局長 殿 (注1)
 電波法第27条の26第2項の規定により、登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
 電波法第27条の26第4項の規定により、登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。
 電波法第27条の33第2項の規定により、包括登録に係る登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
 電波法第27条の33第4項の規定により、包括登録に係る登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。(注2)

記

- [1～3 略]
 [注1～6 略]
 別表第五号の二 認定計画の承継申請書 (届出書) の様式 (第25条の8において準用する第20条の2、第20条の3及び第20条の3の2関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認められた場合は、それによることができる。)

認定計画承継申請書 (届出書)

年 月 日

総務大臣 殿

- 電波法第27条の17において準用する同法第20条第1項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の17において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。
 電波法第27条の17において準用する同法第20条第2項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
 電波法第27条の17において準用する同法第20条第3項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(注1)

記

- [1・2 略]
 3 電波法第27条の14第4項第4号に規定する欠格事由 (注4)
 [表略]
 4 各手続に係る個別事項 (注1) (注5)
 電波法第27条の17において準用する同法第20条第2項による手続
 [①～⑧ 略]
 電波法第27条の17において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続
 [①～⑦ 略]
 5 添付書類 (注1)
 (1) 電波法第27条の17において準用する同法第20条第1項の規定に係る手続
 [略]
 (2) 電波法第27条の17において準用する同法第20条第2項に係る手続
 [略]
 (3) 電波法第27条の17において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続

登録局変更登録申請書 (届出書)

年 月 日

- (何) 総合通信局長 殿 (注1)
 電波法第27条の23第2項の規定により、登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
 電波法第27条の23第4項の規定により、登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。
 電波法第27条の30第2項の規定により、包括登録に係る登録局の変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
 電波法第27条の30第4項の規定により、包括登録に係る登録局を変更したので、下記のとおり届け出ます。(注2)

記

- [1～3 同左]
 [注1～6 同左]
 別表第五号の二 [同左]

認定計画承継申請書 (届出書)

年 月 日

総務大臣 殿

- 電波法第27条の16において準用する同法第20条第1項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の16において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。
 電波法第27条の16において準用する同法第20条第2項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
 電波法第27条の16において準用する同法第20条第3項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(注1)

記

- [1・2 同左]
 3 電波法第27条の13第4項第4号に規定する欠格事由 (注4)
 [表同左]
 4 [同左]
 電波法第27条の16において準用する同法第20条第2項による手続
 [①～⑧ 同左]
 電波法第27条の16において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続
 [①～⑦ 同左]
 5 [同左]
 (1) 電波法第27条の16において準用する同法第20条第1項の規定に係る手続
 [同左]
 (2) 電波法第27条の16において準用する同法第20条第2項に係る手続
 [同左]
 (3) 電波法第27条の16において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続

[略]

[6 略]

[注1 略]

2 1の欄は、次によること。

[1] 略]

(2) 氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア 法第27条の17において準用する同法第20条第1項の規定により承継した場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。

イ 法第27条の17において準用する同法第20条第2項の規定により承継する場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第20条第4項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ 法第27条の17において準用する同法第20条第3項の規定により承継する場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

[エ 略]

[3] 略]

3 2の欄は、次によること。

[1]・[2] 略]

(3) ③の欄は、法第27条の17において準用する同法第20条第1項又は第2項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

(4) ④の欄は、法第27条の17において準用する同法第20条第2項又は第3項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定の有効期間を記載すること。

4 法第27条の14第4項第4号に規定する欠格事由の有無について、該当する□にシ印を付けること。なお、外国性の有無の欄に記載した場合は、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。

[5～8 略]

別表第五号の三 登録局の登録承継届出書の様式（第25条の15第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局登録承継届出書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿（注1）

電波法第22条の27第1項の規定により、登録局の登録人の地位を承継したので、同条第2項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

[1～4 略]

[注1～5 略]

別表第六号の七 登録局の登録状の訂正申請書の様式（第25条の22第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

登録局の登録状訂正申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿（注1）

電波法第27条の28の規定により、登録局の登録状の訂正を受けたので、下記のとおり申請し

[同左]

[6 同左]

[注1 同左]

2 [同左]

[1] 同左]

(2) [同左]

ア 法第27条の16において準用する同法第20条第1項の規定により承継した場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。

イ 法第27条の16において準用する同法第20条第2項の規定により承継する場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第20条第4項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ 法第27条の16において準用する同法第20条第3項の規定により承継する場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

[エ 同左]

[3] 同左]

3 [同左]

[1]・[2] 同左]

(3) ③の欄は、法第27条の16において準用する同法第20条第1項又は第2項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

(4) ④の欄は、法第27条の16において準用する同法第20条第2項又は第3項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定の有効期間を記載すること。

4 法第27条の13第4項第4号に規定する欠格事由の有無について、該当する□にシ印を付けること。なお、外国性の有無の欄に記載した場合は、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。

[5～8 同左]

別表第五号の三 [同左]

登録局登録承継届出書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿（注1）

電波法第27条の24第1項の規定により、登録局の登録人の地位を承継したので、同条第2項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

[1～4 同左]

[注1～5 同左]

別表第六号の七 [同左]

登録局の登録状訂正申請書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿（注1）

電波法第27条の25の規定により、登録局の登録状の訂正を受けたので、下記のとおり申請し

ます。

記

[1～3 略]
 [注1～5 略]
 別表第七号の三 登録局の廃止届出書の様式（第25条の24第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）
 登録局廃止届出書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)
 電波法第27条の29第1項の規定により、登録局を廃止したので、下記のとおり届け出ます。
 記

[1～3 略]
 [注1～4 略]

別表第八号 特定基地局の開設計画の認定申請書の様式（第25条の4第3項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）
 特定基地局開設計画認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄
 (注1)

電波法第27条の14第1項の規定により、特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

[1・2 略]
 [表略]

3 電波法第27条の14第4項第4号に規定する欠格事由 (注3)

[注1・2 略]

3 法第27条の14第4項第4号に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

[4 略]

別表第八号の二 特定基地局の開設計画の様式（第25条の4第3項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）
 特定基地局開設計画

[1～4 略]

5 接続・卸役務提供の促進に関する措置その他の電波の公平な利用を確保するための措置として講ずる予定のもの (注1) (注4)

6 通信系又は放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期 (注5)

7 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの (注6)

[(1)・(2) 略]

ます。

記

[1～3 同左]
 [注1～5 同左]
 別表第七号の三 [同左]

登録局廃止届出書

年 月 日

(何) 総合通信局長 殿 (注1)
 電波法第27条の26第1項の規定により、登録局を廃止したので、下記のとおり届け出ます。
 記

[1～3 同左]
 [注1～4 同左]

別表第八号 [同左]

特定基地局開設計画認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

収入印紙貼付欄
 (注1)

電波法第27条の13第1項の規定により、特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

[1・2 同左]

3 電波法第27条の13第4項第4号に規定する欠格事由 (注3)

[表同左]
 [注1・2 同左]

3 法第27条の13第4項第4号に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

[4 同左]

別表第八号の二 [同左]

特定基地局開設計画

[1～4 同左]

[新設]

5 通信系又は放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期 (注4)

6 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの (注5)

[(1)・(2) 同左]

8 [略]

9 特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第9条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号（同法第12条の2第1項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号）、同法第9条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項（注1）（注7）
 10 放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法（注8）（注9）

11 事業計画及び事業収支見積り（注8）（注10）

12 [略]

13 [略]

14 その他事項

(1) 運用開始の予定期日（注11）

(2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法（注12）

ア 無線従事者の配置方針

イ 略

(4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項（注14）
 [注1～3 略]

4 接続・卸業務提供の促進に関する措置を講ずる予定の場合にあつては当該措置において用いる法第27条の12第3項第3号ロに規定する接続に係る機能又は同号ロに規定する卸電気通信業務の内容を、当該措置以外の措置を講ずる予定の場合あつては当該措置の内容を具体的に記載すること。

5～13 [略]

14 法第27条の12第3項第10号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定められた事項について具体的内容を記載すること。

15 [略]

別表第十二号 無線局の運用の特例に係る届出書の様式（第31条の3第3項（第31条の4及び第31条の5において準用する場合を含む。）関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線局運用特例届出書

年 月 日

総務大臣 殿（注1）

□電波法第70条の7第2項の規定により、自己以外の者に無線局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第70条の8第2項において準用する法第70条の7第2項の規定により、自己以外の者に無線局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第70条の9第2項において準用する法第70条の7第2項の規定により、自己以外の者に登録局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。

[1～5 略]

6 欠格事由に関する事項（電波法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた場合又は同法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた場合に限る。）（注5）

□無線局の運用を行った者は、電波法第5条第3項各号のいずれにも該当しません。

7 [同左]

8 特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第9条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号（同法第12条の2第1項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号）、同法第9条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項（注1）（注6）
 9 放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法（注7）（注8）

10 事業計画及び事業収支見積り（注7）（注9）

11 [同左]

12 [同左]

13 [同左]

(1) 運用開始の予定期日（注10）

(2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法（注11）

(3) [同左]

ア 無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数（注12）

イ 同左

(4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項（注13）
 [注1～3 同左]

[新設]

4～12 [同左]

13 法第27条の12第2項第9号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定められた事項について具体的内容を記載すること。

14 [同左]

別表第十二号 [同左]

無線局運用特例届出書

年 月 日

総務大臣 殿（注1）

□電波法第70条の7第2項の規定により、自己以外の者に無線局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第70条の8第2項において準用する法第70条の7第2項の規定により、自己以外の者に無線局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第70条の9第2項において準用する法第70条の7第2項の規定により、自己以外の者に登録局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。

[1～5 略]

6 欠格事由に関する事項（電波法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた場合又は同法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた場合に限る。）（注5）

□無線局の運用を行った者は、電波法第5条第3項各号のいずれにも該当しません。

<input type="checkbox"/> 登録局の運用を行った者は、電波法第27条の23第2項各号（第2号を除く。）のいずれにも該当しません。 [7 略] [注1～6 略]	<input type="checkbox"/> 登録局の運用を行った者は、電波法第27条の20第2項各号（第2号を除く。）のいずれにも該当しません。 [7 同左] [注1～6 同左]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(無線局運用規則の一部改正)

第三条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p>(妨害の防止又は終了促進措置の協議)</p> <p>第四条の二 無線局の免許人等は、法第二十七条の三十八第一項又は第二項に規定する協議の申入れがあつたときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p>(妨害の防止の協議)</p> <p>第四条の二 無線局の免許人等は、法第二十七条の三十五第一項に規定する協議の申入れがあつたときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。</p>
--	---

(電気通信紛争処理委員会手続規則の一部改正)

第四条 電気通信紛争処理委員会手続規則(平成十三年総務省令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(あっせんの申請)

第四条 〔略〕

2 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十七條の三十八第一項又は第二項のあっせんの申請をしようとする者は、様式第二の申請書を委員会に提出しなければならない。

〔3・4 略〕

(仲裁の申請)

第五条 〔略〕

2 電波法第二十七條の三十八第四項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第五の申請書を委員会に提出しなければならない。

〔3~5 略〕

(申請の方法)

第六條 事業法第百五十四條第一項(事業法第百五十六條第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第百五十七條第一項若しくは第百五十七條の第二項、電波法第二十七條の三十八第一項若しくは第二項若しくは放送法第百四十二條第一項のあっせん又は事業法第百五十五條第一項(事業法第百五十六條第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第百五十七條第三項若しくは第百五十七條の第三項、電波法第二十七條の三十八第四項若しくは放送法第百四十二條第三項の仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は中継総合通信事務所長を経由して行うことができる。

様式第2(第4條第2項関係)

〔略〕

〔契約(注1)〕に関する協議が不能のため、電波法(関連条項(注1))の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

〔表略〕

注1 次の区分により、該当する契約及び電波法の関連条項を記載すること。

契 約	関 連 条 項
無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約	第27條の38第1項
終了促進措置に関する契約	第27條の38第2項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第5(第5條第2項関係)

〔略〕

〔契約(注1)〕に関する協議が不調のため、電波法第27條の38第4項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(あっせんの申請)

第四条 〔同上〕

2 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十七條の三十五第一項のあっせんの申請をしようとする者は、様式第二の申請書を委員会に提出しなければならない。

〔3・4 同上〕

(仲裁の申請)

第五条 〔同上〕

2 電波法第二十七條の三十五第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第五の申請書を委員会に提出しなければならない。

〔3~5 同上〕

(申請の方法)

第六條 事業法第百五十四條第一項(事業法第百五十六條第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第百五十七條第一項若しくは第百五十七條の第二項、電波法第二十七條の三十五第一項若しくは放送法第百四十二條第一項のあっせん又は事業法第百五十五條第一項(事業法第百五十六條第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第百五十七條第三項若しくは第百五十七條の第三項、電波法第二十七條の三十五第三項若しくは放送法第百四十二條第三項の仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は中継総合通信事務所長を経由して行うことができる。

様式第2(第4條第2項関係)

〔同左〕

〔契約(注1)〕に関する協議が不能のため、同項の規定により、次のとおりあっせんを申請します。

〔表同左〕

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第5(第5條第2項関係)

〔同左〕

電波法第27條の35第1項に規定する契約に関する協議が不調のため、同条第3項の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

及び住所		及び住所	
仲裁判断を求める事項 (注2)		仲裁判断を求める事項 (注1)	
))	
協議の不調の理由及び協議の経過		協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項		その他参考となる事項	
注1 次の区分により、該当する契約を記載すること。		注1 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。	
2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行っており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあった場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。			
3 [略]		2 [同左]	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電波の利用状況の調査等に関する省令の一部改正）

第五条 電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第一百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令

電波の利用状況の調査等に関する省令

第一条 この省令は、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関し、必要となる事項を定めることを目的とする。

第一条 この省令は、電波の利用状況の調査等に関し、必要となる事項を定めることを目的とする。

第二条 この省令において使用する用語は、電波法（以下「法」という。）及び無線通信規則第一条において使用する用語の例による。

第二条 この省令において使用する用語は、法及び無線通信規則第一条において使用する用語の例による。

（利用用語）

（利用用語）

第三条 総務大臣は、次の各号に掲げる無線局の種類に応じ、当該各号に定める期間を周期として、法第二十六条の二第一項に規定する利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。

第三条 総務大臣は、~~おおむね二年を周期として、次に掲げる周波数帯ごとに、~~法第二十六条の二第一項に規定する利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。

〔削る〕

二 七・四四MHz以下のもの
二 七・四四MHzを超えるもの

一 法第二十六条の二第一項第一号に掲げる電気通信業務用基地局（以下この条及び第五条において単に「電気通信業務用基地局」という。）
一 年

〔新設〕

二 法第二十六条の二第一項第二号に掲げる電気通信業務用基地局以外の無線局のうち、公共業務用無線局（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第二条第三号に規定する公共業務用無線局をいい、法第百三条の二第十四項に規定する国の機関等が開設する無線局並びに同条第十五項第一号及び第二号に掲げる無線局のうち特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定するものに限る。次号において同じ。）
一 年

〔新設〕
二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局の使用する周波数帯
二 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局が使用する周波数帯のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下のもの

三 法第二十六条の二第一項第二号に掲げる電気通信業務用基地局以外の無線局のうち、公共業務用無線局以外の無線局
次に掲げる周波数帯（~~こと~~におおむね二年

〔新設〕

イ 七・四四MHz以下のもの
ロ 七・四四MHzを超えるもの

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、次に掲げる周波数帯については、毎年、利用状況調査を行うものとする。

二 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に係る利用状況調査については、毎年、電気通信業務用基地局に係る利用状況調査と併せて行うものとする。
〔削る〕
〔削る〕

2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、次に掲げる周波数帯については、毎年、利用状況調査を行うものとする。

第四条 法第二十六条の二第一項各号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、法第二十六条の三第一項に規定する電波の有効利用の程度の評価（第十条において「有効利用評価」という。）を効果的に行うため必要があると認められるときは、この限りでない。

第四条 利用状況調査は、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域（~~こと~~）及び法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画に記載されている割り当てることが可能である周波数の範囲（以下「割当可能周波数帯」という。）（~~こと~~）に行うものとする。ただし、電波の有効利用の程度の評価を効果的に行うため必要があると認められるときは、この限りでない。

- 一 全ての周波数帯（法第二十六条の二第一項第一号に規定する周波数帯をいう。次条第二項第二号及び第三号において同じ。）
- 二 総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。次条第二項第四号及び第八条において同じ。）の管轄区域
- 三 全国の区域

- 〔新設〕
- 〔新設〕
- 〔新設〕

(利用状況調査の調査事項等)
第五条 免許を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局(次号及び第九条において「電気通信業務用基地局等」という。)に係る利用状況調査については、次に掲げる事項
 - イ 無線局の数
 - ロ 無線局の行う無線通信の通信量
 - ハ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況
 - ニ 免許人の数
 - ホ 無線局の目的及び用途
 - ヘ 無線設備の使用技術
 - ト 無線局の具体的な使用実態
 - チ 他の電気通信手段への代替可能性
 - リ 電波を有効利用するための計画
 - 又 使用周波数の移行計画
- 二 既設電気通信業務用基地局(法第二十七条の十二第二項に規定する既設電気通信業務用基地局をいう。)が現に使用している周波数の幅
- 三 接続・卸役務提供(法第二十七条の十二第三項第三号ロに規定する接続・卸役務提供をいう。)の状況
- 二 電気通信業務用基地局等以外の無線局に係る利用状況調査については、次に掲げる事項
 - イ 無線局の数
 - ロ 無線局の行う無線通信の通信量
 - ハ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況
 - ニ 免許人の数
 - ホ 無線局の目的及び用途
 - ヘ 無線設備の使用技術
 - ト 無線局の具体的な使用実態
 - チ 他の電気通信手段への代替可能性
 - リ 電波を有効利用するための計画
 - 又 使用周波数の移行計画
- 二 前項各号に規定する事項の調査は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項の別による区分ごとに行うものとする。
 - 一 前項第一号イからハまで及びホからヲまでに掲げる事項 免許人
 - 二 前項第一号イからヘまで及びチからルまで並びに同項第二号イからヌまでに掲げる事項

(利用状況調査の調査事項等)
第五条 「同上」

- 一 免許人の数
- 二 無線局の数
- 三 無線局の目的及び用途
- 四 無線設備の使用技術
- 五 無線局の具体的な使用実態
- 六 他の電気通信手段への代替可能性
- 七 電波を有効利用するための計画
- 八 使用周波数の移行計画

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

周波数帯

- 三 前項第一号ロ、ニからトまで、ル及びワに掲げる事項 全ての周波数帯
- 四 前項第一号イからヘまで及びチからルまで並びに同項第二号イからヌまでに掲げる事項 総合通信局の管轄区域

五 前項第一号イからフまで及び第二号イからヌまでに掲げる事項 全国の区域

- 3 前項各号に規定する事項の調査は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 第一項第一号イ、ニからヘまで及びル並びに同項第二号イ及びニからヘまでに掲げる事項 法第百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理
- 二 第一項第一号ロ、ハ、トからヌまで及びワ並びに同項第二号ロ、ハ及びトからヌまでに掲げる事項 法第二十六条の二第三項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集
- 4 登録を受けた無線局に係る法第二十六条の二第二項の総務省令で定める事項の調査については、第一項第二号（ホ及びビを除く。）及び前項の規定を準用する。この場合において、同号中「免許人」とあるのは「登録局」と、「無線局」とあるのは「登録局」と、前項第一号中「第一項第一号イ、ニからヘまで及びル並びに同項第二号イ及びニからヘまで」とあるのは「第一項第二号イ及びニ」と、同項第二号中「第一項第一号ロ、ハ、トからヌまで及びワ並びに同項第二号ロ、ハ及びトからヌまで」とあるのは「第一項第二号ロ、ハ及びトからヌまで」と、「免許人」とあるのは「登録局」と読み替えるものとする。

- 6 略
- 5 略

- 7 総務大臣は、第三項、第四項及び前項に定める方法による調査を補充するものとして、電波の発射状況に係る調査（次条において「発射状況調査」という。）の結果を活用することができる。

（重点調査の実施）

- 第六条 総務大臣は、第三条第一項各号に掲げる無線局の種類ごとに利用状況調査を行う場合において、総務大臣が別に告示する基本的な方針に合致する周波数帯を重点的に調査する必要があると認めるときは、第一項第一号ロ、ハ、トからヌまで及びワ並びに同項第二号ロ、ハ及びトからヌまでに掲げる事項に係る調査並びに同条第七項の発射状況調査について、必要な限度において詳細に調査を行うことができる。

（臨時の利用状況調査）

- 第七条 総務大臣は、必要があると認めるときは、第三条第一項各号又は第二項に定める周期にかかわらず、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。

〔2 略〕

（利用状況調査の概要の作成及び公表）

- 第八条 法第二十六条の二第二項の規定により公表する利用状況調査の結果の概要は、総合通信局の管轄区域ごとに、次に掲げるところにより作成するものとする。

〔一 略〕

- 二 利用状況調査の結果が数値で得られる第五条第一項及び第四項に定める事項については平均値を算定することその他の適切な方法によって処理すること。

〔三 略〕

- 2 前項の規定にかかわらず、第三条第一項第一号に掲げる無線局に係る利用状況調査の結果の概要は、複数の総合通信局の管轄区域を一の区域として、前項各号に掲げるところにより作成することができる。

- 2 前項各号に規定する事項の調査は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 前項第一号から第四号までに掲げる事項 法第百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理
- 二 前項第五号から第八号までに掲げる事項 法第二十六条の二第五項の規定に基づき免許人に対して報告を求める事項の収集
- 3 登録を受けた無線局に係る法第二十六条の二第二項の総務省令で定める事項については、第一項（第三号及び第四号を除く。）及び前項の規定を準用する。この場合において、第一項中「免許人」とあるのは「登録局」と、「無線局」とあるのは「登録局」と、前項第一号中「前項第一号から第四号まで」とあるのは「前項第一号及び第二号」と、同項第二号中「免許人」とあるのは「登録局」と読み替えるものとする。

- 6 同上
- 5 同上
- 4 同上

- 6 総務大臣は、第二項、第三項及び前項に定める方法による調査を補充するものとして、電波の発射状況に係る調査（次条において「発射状況調査」という。）の結果を活用することができる。

（重点調査の実施）

- 第五条の二 総務大臣は、第三条に定める周波数帯ごとに利用状況調査を行う場合において、総務大臣が別に告示する基本的な方針に合致する割当可能周波数帯を重点的に調査する必要があると認めるときは、前条第一項第五号から第八号までに掲げる調査及び前条第六項の発射状況調査について、無線局ごと又は登録局ごとその他当該割当可能周波数帯の調査に必要な限度において詳細に調査を行うことができる。

（臨時の利用状況調査）

- 第六条 総務大臣は、必要があると認めるときは、第三条第一項又は第二項に定める周期にかかわらず、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。

〔2 同上〕

（利用状況調査及び評価の結果の概要の作成及び公表）

- 第七条 法第二十六条の二第三項の規定により公表する利用状況調査及び評価の結果の概要は、総合通信局の管轄区域ごとに、次に掲げるところにより作成するものとする。

〔一 同上〕

- 二 利用状況調査の結果が数値で得られる第五条第一項及び第三項に定める事項については平均値を算定することその他の適切な方法によって処理すること。

〔三 同上〕

- 2 前項の規定にかかわらず、第三条第二項各号に掲げる周波数帯に係る利用状況調査及び評価の結果の概要は、複数の総合通信局の管轄区域を一の区域として、前項各号に掲げるところにより作成することができる。

<p>3 前二項の規定に基づき作成した利用状況調査の結果の概要は、インターネットの利用により公表するほか、次に掲げる場所において公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>(有効利用評価の評価事項)</p> <p>第九條 法第二十六條の三第一項第四号の総務省令で定める評価事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 電気通信業務用基地局等に係る利用状況調査 第五條第一項第一号ニからヲまでに掲げる事項</p> <p>二 電気通信業務用基地局等以外の無線局に係る利用状況調査 第五條第一項第一号ニから又までに掲げる事項</p> <p>(有効利用評価の結果の概要の作成及び公表)</p> <p>第十條 第八條(第一項第二号を除く。)の規定は、法第二十六條の三第四項の規定により公表する有効利用評価の結果の概要について準用する。この場合において、「法第二十六條の二第二項」とあるのは「法第二十六條の三第四項」と、「利用状況調査」とあるのは「有効利用評価」と読み替えるものとする。</p> <p>(法第二十六條の三第六項に規定する調査の方法)</p> <p>第十一條 法第二十六條の三第六項に規定する調査を行うときは、次に掲げる事項を告示するものとする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>3 前二項の規定に基づき作成した利用状況調査及び評価の結果の概要は、インターネットの利用により公表するほか、次に掲げる場所において公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(法第二十六條の二第四項に規定する調査の方法)</p> <p>第八條 法第二十六條の二第四項に規定する調査を行うときは、次に掲げる事項を告示するものとする。</p> <p>「一〇五 同上」</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

(経過措置)

2 令和四年度に実施する電波法第二十六条の二第一項に規定する利用状況調査については、第五条による改正後の電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。